

第6 その他試験

1 浄水薬品規格試験

(1) 試験品目及び試験項目数

ポリ塩化アルミニウム (検体数 14)

超高塩基度ポリ塩化アルミニウム (検体数 8)

検査項目	試験方法
外観	JWWA K 154:2016
比重 (20℃)	
酸化アルミニウム (Al ₂ O ₃)	
塩基度	
pH値 (10g/L溶液)	
硫酸イオン (SO ₄ ²⁻)	
カドミウム及びその化合物	水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン (最大注入率300mg/L)
水銀及びその化合物	
セレン及びその化合物	
鉛及びその化合物	
ヒ素及びその化合物	
六価クロム化合物	
鉄及びその化合物	
マンガン及びその化合物	
ニッケル及びその化合物	
アンチモン及びその化合物	
判 定	規格に適合

次亜塩素酸ナトリウム (検体数 6)

検査項目	試験方法
有効塩素	JWWA K 120:2008-2
外観	
密度 (比重) (20℃)	
遊離アルカリ	
臭素酸	
塩素酸	
塩化ナトリウム	
判 定	規格に適合

濃硫酸 (検体数 8)

検査項目	試験方法
性状	JWWA K 134:2005
硫酸分	
カドミウム及びその化合物	水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン (最大注入率50mg/L)
水銀及びその化合物	
セレン及びその化合物	
鉛及びその化合物	
ヒ素及びその化合物	
六価クロム化合物	
鉄及びその化合物	
判 定	規格に適合

水酸化ナトリウム (検体数 9)

検査項目	試験方法
外観	JWWA K 122:2005
水酸化ナトリウム (NaOH)	
塩化ナトリウム (NaCl)	
カドミウム及びその化合物	水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン (最大注入率100mg/L)
水銀及びその化合物	
セレン及びその化合物	
鉛及びその化合物	
ヒ素及びその化合物	
六価クロム化合物	
ニッケル及びその化合物	
アンチモン及びその化合物	
判 定	規格に適合

粉末活性炭（ドライ炭）（検体数 8）

検査項目	試験方法
ABS価	JWWA K 113:2005-2
pH値（1%懸濁液の浸出液）	
塩化物イオン	
電気伝導率（1%懸濁液の浸出液）	
乾燥減量	
ふるい残分（ふるい目開き75μm）	
臭気物質吸着能（2-MIB価）	JWWA K 113:2005-2 参考IV
カドミウム及びその化合物	水道用薬品類の評価のための 試験方法ガイドライン （最大注入率200mg/L）
水銀及びその化合物	
セレン及びその化合物	
鉛及びその化合物	
ヒ素及びその化合物	
六価クロム化合物	
亜鉛及びその化合物	
銅及びその化合物	
マンガン及びその化合物	
ニッケル及びその化合物	
アンチモン及びその化合物	
判 定	規格に適合

粉末活性炭（ウェット炭）（検体数 3）

検査項目	試験方法
ABS価	JWWA K 113:2005-2
pH値（1%懸濁液の浸出液）	
塩化物イオン	
電気伝導率（1%懸濁液の浸出液）	
乾燥減量	
ふるい残分（ふるい目開き75μm）	
臭気物質吸着能（2-MIB価）	JWWA K 113:2005-2 参考IV
カドミウム及びその化合物	水道用薬品類の評価のための 試験方法ガイドライン （最大注入率200mg/L）
水銀及びその化合物	
セレン及びその化合物	
鉛及びその化合物	
ヒ素及びその化合物	
六価クロム化合物	
亜鉛及びその化合物	
銅及びその化合物	
マンガン及びその化合物	
ニッケル及びその化合物	
アンチモン及びその化合物	
判 定	規格に適合

(2) 試験結果

本年度は上記のとおり実施し、全ての検体が規格に適合した。

(3) 製造次亜塩素酸ナトリウム試験

以下の試験方法で試験を実施し、問題はなかった。

品 目	試 験 方 法
製造次亜塩素酸ナトリウム	JWWA K 120:2008-2

2 腸管ウイルス検査

平成 19 年 5 月 14 日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知「ノロウイルスの検出法について」（食安監発第 0514004 号）に準じて、リアルタイム PCR で測定した。検査結果を表 VI. 2. 1 に示す。

金町浄水場の原水でアデノウイルスが検出された。その他の原水及び浄水においては、全て定量下限値未満であった。

（注 1）原水は 2L、浄水は 400～500L を供試した。

（注 2）リアルタイム PCR における定量下限を 10 コピー/ウェルとした場合、金町浄水場原水の
アデノウイルス定量下限値は 7,100 であり、それ以外の定量下限値は表 VI. 2. 1 に「<」表記で示すとおりとなった。

表 VI. 2. 1 検査結果

（単位）コピー/L

施設名称		採水日	ノロウイルス		エンテロウイルス		アデノウイルス	
			原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水
東村山 浄水場	1 急系	12/7	<520	<2	<520	<2	<8,400	<4
	2 急系		<510	<3	<510	<3	<8,300	<4
小作浄水場		11/30	<510	<2	<510	<2	<8,200	<3
長沢浄水場		1/23	<430	<2	<430	<2	<7,000	<3
金町浄水場		1/12	<440	<2	<440	<2	24,000	<3
朝霞浄水場		12/19	<430	<2	<430	<2	<7,000	<3

3 放射性物質測定結果

本年度に実施した放射性物質の測定地点、検査頻度等について表Ⅵ.3.1及び表Ⅵ.3.2に示す。

3種類の放射性物質（放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134、放射性セシウム 137）の検出値は、全測定地点の原水及び浄水でいずれも不検出であった。

なお、原水及び浄水における検出限界値を表Ⅵ.3.1及び表Ⅵ.3.2に示す。

表Ⅵ.3.1 本年度放射性物質測定地点等（原水）

	名称	水系	検査 頻度	検出限界値 ^{（注1）} （Bq/kg）		
				I-131 ^{（注2）}	Cs-134 ^{（注2）}	Cs-137 ^{（注2）}
主要な 大規模 浄水場	金町浄水場	利根川・江戸川水系	月 1 回	0.6～0.8	0.5～0.9	0.6～0.9
	朝霞浄水場	利根川・荒川水系				
	小作浄水場	多摩川水系				
	東村山浄水場	利根川・荒川水系 多摩川水系				
	長沢浄水場	相模川水系				

表Ⅵ.3.2 本年度放射性物質測定地点等（浄水）

	名称	水系	検査 頻度	検出限界値 ^{（注1）} （Bq/kg）		
				I-131 ^{（注2）}	Cs-134 ^{（注2）}	Cs-137 ^{（注2）}
主要な 大規模 浄水場	金町浄水場	利根川・江戸川水系	月 1 回	0.5～0.9	0.5～1	0.6～1
	朝霞浄水場	利根川・荒川水系				
	小作浄水場	多摩川水系				
	東村山浄水場	利根川・荒川水系、 多摩川水系				
	長沢浄水場	相模川水系				

	名称	水系	検査 頻度	検出限界値 ^(注1) (Bq/kg)		
				I-131 ^(注2)	Cs-134 ^(注2)	Cs-137 ^(注2)
その他 の大規模 浄水場 (所)	三郷浄水場	利根川・江戸川水系	月 1 回	0.5～0.9	0.4～1	0.5～0.9
	三園浄水場	利根川・荒川水系				
	境浄水場	多摩川水系				
	砧浄水場	多摩川水系（伏流水）				
	砧下浄水所	多摩川水系（伏流水）				
多摩地区 浄水施設等	18 浄水施設 (注3)	表流水、伏流水、浅井戸	月 1 回	0.5～1	0.4～1	0.5～1
	21 浄水施設 (注4)	深井戸	3 か月に 1 回	0.6～0.9	0.4～1	0.6～1

(注1)「検出限界値」とは、測定において検出できる最小値のことをいう。放射能の特性として、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動する。

(注2) I-131 は放射性ヨウ素 131、Cs-134 は放射性セシウム 134、Cs-137 は放射性セシウム 137

(注3) 多摩地区等（18 浄水施設）

表流水 戸倉浄水所、乙津浄水所、深沢浄水所、氷川浄水所、ひむら浄水所、日原浄水所、大丹波浄水所、棚澤浄水所及び小河内浄水所

伏流水 高月浄水所、日向和田浄水所、千ヶ瀬第二浄水所、沢井第一浄水所、二俣尾浄水所、御岳山浄水所及び成木浄水所

（千ヶ瀬第一浄水所及び沢井第二浄水所は、停止中のため測定を行っていない。）

浅井戸 上代継浄水所及び大久野浄水所

（杉並浄水所は、停止中のため測定を行っていない。）

(注4) 多摩地区（21 浄水施設）

深井戸 富士見第三浄水所、立川栄町浄水所、上連雀給水所、三鷹新川給水所、若松給水所、府中南町給水所、滝の沢給水所、梶野配水所、小川給水所、三沢浄水所、国分寺北町給水所、国立中給水所、福生武蔵野台給水所、南沢給水所、大丸浄水所、保谷町給水所、西東京栄町配水所、箱根ヶ崎浄水所、多摩平給水所、南平配水所及び上石原配水所

（暁町浄水所、子安浄水所、柴崎給水所、富士見第一浄水所、立川砂川給水所、幸町給水所、深大寺給水所、上水南給水所、元本郷浄水所、大坂上浄水所、仙川配水所、桜ヶ丘配水所、野津田浄水所、東恋ヶ窪配水所、谷保給水所、和泉本町給水所、上北台給水所、滝山給水所、中藤配水所、落合配水所、坂浜配水所、芝久保給水所、府中武蔵台浄水所及び原町田浄水所は、停止中のため測定を行っていない。）

